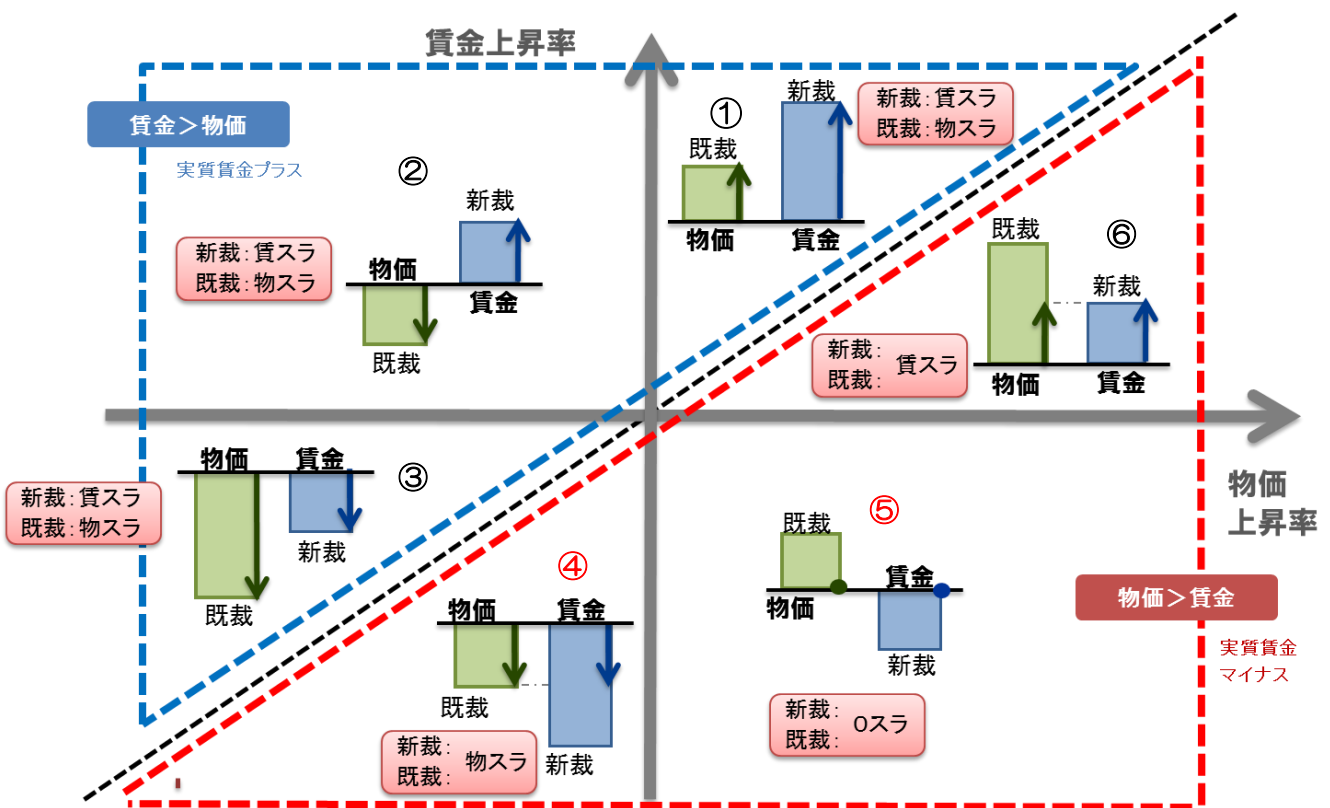


【年金額の改定ルール（令和2年度まで）】

新規裁定者は賃金変動、既裁定者は物価変動をベースに改定することが基本です。既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると給付と負担の長期的な均衡が保てないことから、物価変動>賃金変動の場合は、既裁定者も現役世代の負担能力を示す賃金変動をベースに改定します。ただし、平成16年の改正当時、デフレが長期化する見通しが無い中で、年金額を物価変動や名目額を超えて下げることは困難との認識から、下記の図表の④（物価スライド）や⑤（0スライド）のように、例外的なケースがあります。



④新規・既裁定者ともに物価スライド（ $0 > \text{物価} > \text{賃金}$ ）
 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、実質価値を割り込んでまで、既裁定者の改定率を新規裁定者に合わせることを考慮し、ともに物価でスライドさせている。

⑤新規・既裁定者ともに改定なし（据え置き）（ $\text{物価} > 0 > \text{賃金}$ ）
 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、名目額を割り込んでまで、既裁定者の改定率を新規裁定者に合わせることを考慮し、ともにスライドなしとしている。